

2020年6月18日

臨床工学技士の資質向上を求める議員連盟

会長 野田 毅 先生

公益社団法人日本臨床工学技士会

理事長 本間 崇

日本臨床工学技士連盟

理事長 肥田 泰幸

(公印省略)

臨床工学技士の活用推進等に関する要望書

臨床工学技士は生命維持管理装置の専門職として、診療補助業務としての機器の操作と保守点検業務を行っています。今般の新型コロナウイルスについても、維持透析をはじめとする日常診療に加え、COVID-19 重症患者に対する人工呼吸や ECMO に対応しております。

COVID-19 に対する治療、さらには 2025 年の医療提供体制の確保に向け、臨床工学技士をさらに活用していただくために、下記の 5 点について要望します。

記

1. 医療機関における臨床工学技士長の配置と臨床工学技士の待遇の改善について

病院における臨床工学技士の配置は年々増加しており、当会が調査を行った国立大学法人病院においては、2020年1月時点で931名に至った。しかし、臨床工学技士や医療機器管理部門を取りまとめる技士長が不在、あるいは在籍するが総長以外による発令が半数を占める等、これらは臨床工学技士が法人内での権限を有しないことを意味している。医療機関における重要なインフラとも言える医療機器について、マネジメント体制の確保が困難な組織形態であることは、医療安全の観点からも大きな問題であり、国民に大きな不安を与えかねない。医療機関における臨床工学技士長の配置について、早急に改善いただきたい。

また、臨床工学技士の雇用は「任期なし常勤」が7割に止まり、各種手当（例：危険手当、オンコール手当）の支給も少ない。これらが解消されなければ、高度医療の提供を使命とする当該病院に優秀な人材が定着しないことが懸念される。

2. COVID-19 治療における臨床工学技士の活用のための研修体制の構築及び養成施設向け実習用システムの構築について

臨床工学技士は感染対策、人工呼吸や ECMO に関する基礎的な知識・技術を有しているが、今般の COVID-19 治療に対応するためには、さらに一定程度の研修を受講することが有用である。

令和 2 年第二次補正予算案においても ECMO チーム等養成研修事業等により臨床工学技士の教育機会が提案されているところである。これに対して、(公社)日本臨床工学技士会および日本臨床工学技士連盟では、会員に対して積極的に参加を呼びかけるとともに、必要に応じてトレーナー等として参画することにより、さらなる診療技術の向上が期待できると考えている。

ただし、今回の新型コロナウイルスは長期化が懸念されており、臨床工学技士が継続的に相応の技術を担保するための研修体制が構築されることを要望する。

また、臨床工学技士養成課程においても、2020 年 2 月以降臨床実習が停止している。今後の動向次第では、学生に十分な教育が与えられないことも懸念される。

(公社)日本臨床工学技士会および(一社)日本臨床工学技士教育施設協議会の協働により、eラーニングにより、現場の臨床工学技士等による講義を配信する体制を検討している。については、財政的な支援を希望する。

3. COVID-19 の爆発的増加に対する臨床工学技士の確保に関する体制確保について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い厚生労働省において医療人材確保のためのシステムが構築されており、当会が取りまとめた支援者名簿も活用いただくことが決定している。

しかし、上記は主に医療機関等による雇用が想定されており、臨床工学技士については、医療機関や医療機器企業等に勤務している者を災害時に類似したスキームで派遣するケースが多く望まれると推測される。それを円滑に進めるには都道府県調整本部を核とした地域・個々の医療機関の実情に応じたきめ細やかな調整が必要である。

(公社)日本臨床工学技士会および都道府県臨床工学技士会において臨床工学技士の派遣等の調整に関する要員を確保するための財政的な支援をお願いしたい。

4. 生命維持管理装置の配置状況等の調査について

今般の新型コロナウイルスについて、(一社)日本呼吸療法医学会との連携により、2020 年 2 月に全国の医療機関を対象に「治療用人工呼吸器の取扱台数等に関する緊急調査」を実施した。本調査結果は厚生労働省や経済産業省による人工呼吸器の確保や増産等に関する基礎資料として活用されているものと理解している。

なお、両会は 2009 年の新型インフルエンザ A/H1N1 の際にも同様調査を実施した。いずれの調査も、新型感染症が拡大する状況において実施したものであり、データの収集には限界があった。

今後も新型感染症が流行することは想像に難くない。それに対応するための基礎的データとして、全国における人工呼吸器等の配置状況を把握しておくことが重要である。したがっ

て、数年ごとに生命維持管理装置の配置状況等を把握するために厚生労働行政推進調査事業等を活用するよう要望する。

5. 医師の働き方改革に伴う臨床工学技士へのタスク・シフト/シェアの推進について

現在、「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」において、臨床工学技士の診療補助業務の拡大を検討いただいている。

(公社)日本臨床工学技士会では、新たに与えていただいた業務の質を担保するよう、関係団体に指導いただき、既卒者ならびに養成課程の学生に対する教育を検討している。

さらに、今後の医療における労働人口の減少を見据え、医師の過重労働が顕著である急性期医療を中心に、多数の医療機器が使用される領域の治療等において、臨床工学技士が侵襲性や難易度が高い行為や、一定の判断を伴う行為を実施できるよう、引き続き検討の場を設定いただきたい。

以上